議案第14号

富津市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について 富津市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 平成30年2月21日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成30年政令 第10号)が施行されることに伴い、手数料の金額を改定するため、条例の一部を改 正するものである。

富津市消防手数料条例の一部を改正する条例

富津市消防手数料条例(平成12年富津市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「第2条第1号」を「第2条関係」に改め、同表の3 消防法第11条第1 項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の項中「53万円」を 「57万円」に、「83万円」を「88万円」に、「101万円」を「107万円」に、「112 万円」を「120万円」に、「142万円」を「152万円」に、「166万円」を「178万 円」に、「388万円」を「407万円」に、「510万円」を「534万円」に、「629万 円」を「649万円」に、「113万円」を「118万円」に、「134万円」を「141万円」 に、「150万円」を「158万円」に、「183万円」を「194万円」に、「214万円」を 「226万円」に、「435万円」を「455万円」に、「557万円」を「582万円」に、 「677万円」を「707万円」に、「575万円」を「593万円」に、「725万円」を「747 万円」に、「1,070万円」を「1,090万円」に改め、同表の15 消防法第11条の2第 1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 の項中「41万円」を「42万円」に、「54万円」を「56万円」に、「70万円」を「73 万円」に、「92万円」を「96万円」に、「104万円」を「109万円」に、「160万 円」を「166万円」に、「182万円」を「190万円」に、「203万円」を「212万円」 に、「49万円」を「53万円」に、「63万円」を「68万円」に、「99万円」を「103 万円」に、「131万円」を「141万円」に、「172万円」を「178万円」に、「332万 円」を「343万円」に、「406万円」を「419万円」に、「465万円」を「480万円」 に、「910万円」を「932万円」に、「1,240万円」を「1,260万円」に、「1,700万 円」を「1,730万円」に改め、同表の17 消防法第14条の3第1項又は第2項の規 定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査の項中「31万 円」を「32万円」に、「43万円」を「46万円」に、「72万円」を「75万円」に、 「96万円」を「102万円」に、「121万円」を「130万円」に、「295万円」を「315 - 万円」に、「362万円」を「387万円」に、「417万円」を「446万円」に、「266万 円」を「269万円」に、「319万円」を「323万円」に、「479万円」を「483万円」 に改める。

附則

(施行期日)

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の富津市消防手数料条例別表の規定は、この条例の施 行の日(以下「施行日」という。)以後に申請を受理したものについて適用し、 施行日前に申請を受理したものについては、なお従前の例による。